

生産現場等の理解醸成に向けた広報動画等制作業務 委託仕様書（案）

農業政策課 農産物マーケティング室

この仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が行う農業の生産現場等の理解醸成に向けた広報動画等制作業務（以下「本業務」という。）を委託するあたり、本業務を受託する事業者（以下「受託者」という。）を募集するため、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 事業名

生産現場等の理解醸成に向けた広報動画等制作業務

2 目的

農業生産資材等の価格高騰が続く状況における農業者の所得確保に向けた広報に活用する、生産現場等の実情への理解を醸成し、地産地消を促進するための動画、曲の制作を行うとともに、制作した動画等を活用した広報・宣伝を実施する。

3 委託契約期間

委託期間は契約締結日から令和7年1月31日までとする。

4 委託契約書

別紙のとおり

5 業務内容

（1）動画の制作

野菜、果樹、畜産の生産・流通・販売過程の理解を醸成する動画

- 1）農畜産物が消費者に届くまでには、栽培、収穫、出荷、運搬、販売など多くの過程や関係者の労力を必要としていることを前向きに伝える内容であること。
- 2）生産者等が安全で安心な質の高い農畜産物を供給するために、笑顔で努力していることを伝える内容であること。
- 3）長野県らしさが表現されているものであること。
- 4）動画の視聴により、県産農畜産物の魅力が伝わり、消費者の地産地消を促す内容であること。
- 5）5分、60秒、15秒の3本を制作すること。（60秒、15秒は5分の動画をベースに制作することを可とする。）
- 6）広報・宣伝に活用するため、11月中旬までに制作すること。

（2）オリジナル曲の制作

（1）で制作する動画で活用する他、販売店等で放送する農畜産物の地産地消が促進される曲

- 1）地産地消に関するキーワードを歌詞に入れ込むこと。
- 2）地産地消に親しみを感じ、消費者が覚えやすい曲調、歌詞とすること。
- 3）長野県らしさが表現されているものであること。
- 4）約30秒の曲とする。
- 5）広報・宣伝に活用するため、11月中旬までに制作すること。

（3）制作した動画・曲を活用した広報・宣伝

制作した動画・曲を活用し、効果的な方法で広報・宣伝を実施する。

- 1）県民が動画、曲に接する頻度が多い方法*とすること。

※例）SNS、TV、販売店での活用 等

6 基本的な考え方

- （1）長野県産の農畜産物に係る啓発を念頭とすること。
- （2）本業務は、動画及び曲の作成に重点を置くこと。
- （3）効果的な事業が実施されるよう、委託者と連携・連絡を密にとること

- (4) 資料等に記載する文章等については、事前に委託者の確認を受けること。
- (5) 本仕様書に記載の事業内容を実施するために必要な一切の費用を委託料に含めることとする。

7 完了検査

- (1) 受託者は、本業務完了後、業務完了報告書及び成果品（制作物のデータを含む）を提出すること。
- (2) 受託者は、本業務完了後、本業務の責任者の立ち会いの上、委託者の検査を受けるものとする。
- (3) 受託者は、検査の結果、委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

8 業務の実施体制

- (1) 業務全体を統括するための責任者を置くこと。
- (2) 責任者は、業務執行に必要な要員等を確実に手配し・確保すること。また、業務実施体制表を作成し、委託者へ提出すること。提案書においては、委託者との連絡調整の方法、打ち合わせの頻度等について明記すること。
- (3) 責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、委託者からの求めがあった場合は、速やかに委託者へ報告すること。

9 成果品の帰属

- (1) 委託により制作された成果品に関する権利は委託者に帰属する。委託者は委託期間終了後も、必要とする期間において成果品の使用を継続する。
また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託者において必要な権利処理を行うこと。
なお、受託者が従前権利を有する著作物を使用する場合は事前に委託者の同意を得るものとする。
- (2) 本事業成果品等は加工及び二次利用できるものとする。
なお、合理的な理由がある場合はこの限りでないが、留保される権利について、委託者に無期限で使用許諾し、一切の権利行使をしないこと。

10 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- (3) 受託者は、成果品を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

11 再委託

- (1) 受託者は、本委託業務の全部又はその主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者があらかじめ承諾した時は、その限りでない。
- (2) 委託者により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託に対して本委託業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

12 その他

- (1) 受託者は、やむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、予め委託者と協議のうえ、仕様書変更の承認を得ること。本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と協議すること。
- (2) 受託者は、本仕様書に記載されていない事項については、委託者の指示に従わなければならない。
- (3) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、協議のうえ、書面によりこれを定める。